

## 【ナレッジ紹介 1】

難易度	低
-----	---

### 会計操作（粉飾など）が発生する頻度

#### ○実務の感覚

上場企業については、監査法人をはじめとする真摯なチェック機能は当然に働いていますが、たとえば、きわめて率直に本質を突くことで著名な、大森泰人証券取引等監視委員会事務局長は、次のように指摘されています。

『〇〇監査法人で、主幹事が××証券で、△△に上場じゃ、もうそれだけでろくでもなさげだな』なんて仲間内の日常会話をする<sup>1)</sup>

しかし一般的には、決算などの信頼性を判断する際、「監査法人」、「主幹事証券会社」、「上場市場」に対する着眼点は、実務上、意外に見落とされているのではないのでしょうか。

#### ○上場企業における不適切な会計の発生状況

##### ・時系列の不正発生状況

不適切な会計を開示する上場企業の比率は年間に約 1%です（図表 1）。

なお、「上場企業の粉飾が増えている」としばしば指摘されていますが、上場のハードルが一時期緩んだ弊害のほかに、ルールを厳格に解釈して不正認定の範囲を広げていることも斟酌すべきでしょう。

【図表 1 不適切な会計・経理を開示した上場企業】

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
社数	25	27	21	24	32	27	38	42

「2014 年度『不適切な会計・経理を開示した上場企業』調査」東京商工リサーチ HP(2015.4.22)

<sup>1)</sup> 「霞ヶ関から眺める証券市場の風景」大森泰人(金融財政事情研究会・2015 年)

## ・ 上場市場別の不正発生状況

新興市場における高い発生率が、確認できます。

【図表 2 課徴金（開示規則違反）対象社数の東証における市場別分類】

市場	東証 1 部	東証 2 部	ジャスダック	マザーズ	合計
違反対象 <sup>i</sup>	18 社	6 社	24 社	16 社	64 社
違反率	1%	1%	3%	<b>8%</b>	2%

i .2006～2014 年度の累計(2014 年度は 3 か月、旧大証分は控除)

「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」証券取引等監視委員会 HP などから作成

## ○いくつかの着眼点

一部を紹介すれば、次のような視点があります。

✓過去のデータを踏まえれば、会計操作が発生しやすい勘定科目は何か？

(棚卸資産、売上、評価損…)

✓監査法人などがチェックしにくい勘定科目は何か？

(たとえば「仕掛品」のチェックは技術的にかなり難しく、実地監査の実態を認識することも重要)

✓上述の上場企業における不適切な会計の発生率 1%/年に対して、中小企業の発生状況は？

(税金を削減するための「利益を減らす」(いわゆる逆粉飾) 不正の比率

19%<sup>2</sup>に対して、通常粉飾である「利益を増やす」手法の発生率は？)

✓非上場企業において、「有価証券の時価評価、棚卸資産の低価法、各引当の計上、減損の計上など」といった先進的な会計ルールを採用している割合は？

最後の項目について補足すれば、たとえば貸倒引当金を計上していない中小企業は、各種のリサーチから少なくとも 76%と推測できますが、逆にいえば、

「数種類の引当金を計上する企業の決算は、信頼性がかなり高いと判断できる」などといった定性的な目線もポイントになります。

<sup>2</sup> 税務調査における不正計算数(「平成 25 事務年度 法人税等の調査事績の概要」国税庁 HP)

## ○上場企業における「事業計画」の重要性

決算書の基礎となっている計数も重要で、たとえば、業績不振に陥っている上場企業における社内事業計画は、実務的には次の運用となっています。

- ✓企業が、収支を予想した事業計画を作成のうえ、取締役会などで決裁
- ✓事業計画を基礎に、①継続企業の前提に関する注記(次項参照)、②繰延税金資産の回収可能性、③固定資産の減損会計、④関係会社株式の評価を判断
- ✓ただし、事業計画が①～④とリンクしないケースあり

専門誌などの指摘によれば、多額の損失につながるケースでは、事業計画の内容について、企業と監査法人が鋭く対立することもあるようです。

## ○継続企業の前提に関する注記

### ・対象企業数および原因事象

継続的な赤字などにより、継続企業の前提に重要な疑義(≒破綻する可能性)を認識した場合には、上場企業などの経営者は財務諸表などに注記し、この状況を解消または大幅に改善するための経営計画を策定します。そして監査法人は、これらの検討を踏まえて、監査意見を表明しなければなりません(図表3)。

【図表3 上場企業における継続企業の前提に関する注記などの開示】

重要な疑義あり	経営者の対応で解消	①有報開示(その他)	②有報開示(注記)	③監査報告書 監査意見	状況
×	—	—	—	—	まずは健全
○	○	記載あり	—	—	やや深刻
○	×	記載あり	記載あり	強調事項あり	深刻
○	×	記載あり	記載あり	さまざま <sup>i</sup>	さらに深刻

i. 限定付適正意見、不適正意見、意見不表明のいずれか

### ・注記に該当する割合：上場企業のうち約1%強

注記(図表3の②)は、上場企業のうち1%強程度が該当します。

では、②と同様に継続企業の前提に疑義があるものの、経営者の対応で重要な確実性がなくなった①のケースにおける発生頻度はどうでしょうか。

さらに、上場企業以外のうち「会社法上の大会社」などにも同様の開示が求められるルールとなっていますが、これらにおける発生率はどうでしょうか。

#### ・倒産のアラーム機能としては限定的

井端和男公認会計士は、「2004年～2007年におけるおもな倒産企業23社のうち、注記がないまま倒産した企業や、倒産の意思決定後に注記した企業は計12社(52%)の一方で、倒産の1年程度以前に注記されていた企業は3社(13%)」と重要な指摘をされており<sup>3</sup>、現在は監査スタンスが当時よりも厳格化されているとはいえ、倒産のアラーム機能としては限定的といわざるをえません。

以上

---

<sup>3</sup> 「最近の粉飾 第5版」(税務経理協会・2014年)から抜粋。%表示は筆者補足。